

建築物における汚水槽等の清掃に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における汚水槽等の清掃に関し、その汚泥等の廃棄物処理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 汚水槽等 建築物から排除される汚水及び雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。ただし、し尿を含まないものを除く。
- (4) 汚水槽 汚水のみを貯留するための槽をいう。
- (5) 合併槽 汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。

(報告等)

第3条 汚水槽等の清掃を行おうとするものは必要に応じ速やかに、下記に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 汚水槽等の使用を開始した場合 汚水槽等設置届(様式1)・関連図面
- (2) 汚水槽等の管理者に変更があった場合 汚水槽等管理者変更届(様式2)
- (3) 汚水槽等の使用を廃止・中止した場合 汚水槽等使用廃止・中止届出書(様式3)

(汚水槽等清掃届)

第4条 汚水槽等の清掃業務を行おうとするときは、その都度、汚水槽等清掃届出書(様式4)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、汚水槽等の清掃に伴って生じた汚泥を市の処理施設に搬入しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(清掃の基準)

第5条 汚水槽等の清掃に関する基準は次に定めるとおりとする。

- (1) 汚水槽等の清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散の防止に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意すること。
- (2) 清掃に薬品を用いた場合は、排水・処理施設の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。
- (3) 汚水槽等の清掃の際は、その汚泥に阻集器等の油分が流入しないよう措置を講ずること。

(汚泥等の処理)

第6条 汚水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に

関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき行うものとする。

- (1) 汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第3条の規定によるものとする。
- (2) 前号に定める廃棄物の処理は、高槻市廃棄物の減量及び適正処理の推進に関する条例及び規則による、浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものが行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

(一部改正)

- 1 この要綱は、令和 元年 5月 1日から施行する。

附 則

(一部改正)

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(様式1)

汚水槽等設置届

令和 年 月 日

(あて先) 高槻市長

住所

氏名

汚水槽等管理者

(フリガナ)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

汚水槽等の使用を開始したので、建築物における汚水槽等の清掃に関する要綱第3条第1項第1号の規定により報告します。

設置場所 (建物の名称)	高槻市 ()			
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 店舗関係 <input type="checkbox"/> 学校関係 <input type="checkbox"/> 作業所関係 <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽	汚水槽等容量	m ³	汚泥貯留部容量	m ³
	設置階		揚水ポンプ台数	台
	設置年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月
建築物環境衛生 管理技術者 (特定建築物に限る)	氏名			
清掃業者				

(様式2)

汚水槽等管理者変更届

令和 年 月 日

(あて先) 高槻市長

住 所

氏 名

汚水槽等管理者 (フリガナ)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

汚水槽等管理者を変更したので、建築物における汚水槽等の清掃に関する要綱第3条第1項第2号の規定により報告します。

設置場所 (建物の名称)	高槻市 ()	
管理者の氏名 又は名称	変更後	変更前
建築物環境衛生 管理技術者 (特定建築物に限る)	氏名	
変更年月日	令和 年 月 日	

(様式3)

汚水槽等使用 廃止 中止 届出書

令和 年 月 日

(あて先) 高槻市長

住所

氏名

汚水槽等管理者

(フリガナ)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

汚水槽等の使用を(廃止・中止)したので、建築物における汚水槽等の清掃に関する要綱第3条第1項第3号の規定により報告します。

設置場所 (建物の名称)	高槻市 ()	
<input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽	汚水槽等容量 m^3	汚泥貯留部容量 m^3
建築物環境衛生 管理技術者 (特定建築物に限る)	氏名	
使用中止の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
中止・廃止の理由		

(様式4)

汚水槽等清掃届

令和 年 月 日

(あて先) 高槻市長

住所

汚水槽等清掃業者 氏名

電話

汚水槽等の清掃業務を行うので、建築物における汚水槽等の清掃に関する要綱第4条第1項の規定により届出します。

設置場所 (建物の名称)	高槻市 ()		
汚泥槽等管理者			電話
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅施設 <input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 店舗関係 <input type="checkbox"/> 学校関係 <input type="checkbox"/> 作業所関係 <input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽	汚水槽等容量 m ³	汚泥貯留部容量 m ³	
建築物環境衛生 管理技術者 (特定建築物に限る)	氏名		
清掃年月日	令和 年 月 日	前回清掃日	令和 年 月 日
引き出し汚泥量	m ³		